

様式第 1

審　　査　　基　　準

令和 4 年 5 月 13 日作成

法　　令　　名：確認事務の委託の手続等に関する規則
根　拠　条　項：第 9 条第 2 項
処 分 の 概 要：駐車監視員資格者講習修了証明書の再交付
原権者（委任先）：三重県公安委員会
法 令 の 定 め：
審　　査　　基　　準： 審査基準が法令の定めに尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。
標準処理期間：14日
申　　請　　先：交通部交通指導課放置駐車対策係又は最寄りの警察署交通課
問い合わせ先：交通部交通指導課放置駐車対策係（電話 059-222-0110） 警察署交通課
備　　考：